

目次

第1章 総則(第1条—第3条)

第2章 財政運営の基本原則(第4条—第10条)

第3章 計画的な財政運営の推進(第11条・第12条)

第4章 雑則(第13条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、将来にわたり持続可能な行政経営の実現に向け、市の財政運営に関し、基本理念及び基本となる事項を定めることにより、財政規律の維持及び向上を図り、もって健全な財政運営に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市は、市政が現在及び将来の市民の信託及び負担に基づき行われるものであるとの認識に立ち、計画的な財政運営をしなければならない。

2 市は、人口動態、社会経済情勢の変化、時代の潮流、市民の意見等を踏まえ、財源を効果的かつ効率的に活用するとともに、重要かつ緊急性の高い施策に対して重点的に予算配分をするものとする。

3 市は、財政に関する情報について、まちづくりの主体である市民と共有が図られるよう、その情報を公表しなければならない。

(市長の責務)

第3条 市長は、前条の基本理念にのっとり予算を編成し、適正に執行することにより、健全な財政運営を行う責務を有する。

第2章 財政運営の基本原則

(歳入及び歳出の基本原則)

第4条 市は、安定的な財源確保を図る方策を検討し、推進するとともに、市税等については、適切に徴収するものとする。

2 市は、目的や成果を重視した上で、継続的に事業を見直し、改善を行うとともに、効果的かつ合理的に予算を執行するものとする。

(使用料等の見直し)

第5条 市は、使用料、手数料、負担金等に関し、受益及び負担の適正化を図るため、定期的に総合的な見直しを行うものとする。

(補助金の見直し)

第6条 市は、補助金に関し、補助の必要性及び効果、補助率及び補助金額の適正化等の観点から、定期的に総合的な見直しを行うものとする。

(基金の管理)

第7条 市は、災害復旧、地方債の繰上償還その他財源の不足が生じたときの財源に充てるため、必要と認められる額の資金を財政調整基金に留保するものとする。

2 市は、公共施設等を自治体経営の視点から総合的に企画、管理及び利活用する公共施設等マネジメント推進のための基金に計画的な積立てを行うものとする。

(一部改正〔令和2年条例24号〕)

(資産の管理)

第8条 市は、資産の維持管理、用途の見直し、処分等に当たっては、人口動態の長期的な予測等の観点から、適正な規模の水準を判断し、これを行うものとする。

(負債の管理)

第9条 市は、負債(地方債、債務負担行為その他の将来にわたって金銭を負担する債務をいう。)に関し、将来の市民の負担となることを踏まえ、世代間の負担の公平性に十分留意し、計画的に管理するものとする。

(財政状況の公表)

第10条 市は、財政の健全性に関する指標として次に掲げる事項を算定し、公表しなければならない。

(1) 実質赤字比率

(2) 連結実質赤字比率

(3) 実質公債費比率

(4) 将来負担比率

(5) 財政調整基金現在高

(6) 地方債現在高

2 市は、次に掲げる財務書類を作成し、公表しなければならない。

- (1) 貸借対照表
- (2) 行政コスト及び純資産変動計算書
- (3) 資金収支計算書

3 前項各号の財務書類は、次に掲げる区分ごとに作成するものとする。

- (1) 一般会計
- (2) 一般会計及び公営事業会計を連結したもの
- (3) 一般会計及び公営事業会計並びに市が加入する一部事務組合等に係る会計を連結したもの

第3章 計画的な財政運営の推進

(中期財政計画の公表)

第11条 市は、毎年度、中期的な期間における各年度の財政見通し(以下「中期財政計画」という。)を策定し、公表しなければならない。

2 中期財政計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 一般会計の歳入見込額及び歳出計画額
- (2) 財政調整基金残高の見込額及び目標額
- (3) 地方債残高の見込額及び上限額

(計画策定の原則)

第12条 市は、施策を実行する計画の策定に当たっては、中期財政計画を踏まえ、実効性が高い計画となるよう努めなければならない。

第4章 雑則

(補則)

第13条 この条例に定めるもののほか、健全な財政運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年12月17日条例第24号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。